平成２９年（フ）第９号
愛知県豊田市大林町10丁目13番地４
債務者　文岡　正憲
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
愛知県豊田市京町１丁目105番地２　セジュール和合103号、前住所愛知県名古屋市名東区貴船１丁目323番地　サンハイツ柴田102号
債務者　渕上　愛美（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９７号
相模原市緑区東橋本１丁目22番１号　ＩＢＳＱＵＡＲＥ　201
債務者　高杉真理子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０８号
相模原市南区南台２－４－19　ハイツ南台207、住民票上の住所東京都八王子市北野台２丁目34番１号
債務者　大澤　宣明
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４号
神奈川県座間市東原４丁目１番15―701号　アデニウムさがみ野
債務者　椛島　佳子（旧姓河田）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４号
群馬県高崎市飯塚町1188番地６　市住Ａ１棟13号
債務者　三倉　　正
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７３３号
埼玉県川口市柳崎３－６－26サンホームズＢ棟202号室、住民票上の住所さいたま市南区南浦和３丁目５番５号　コーポフレンズ１Ｆ
債務者　渡辺　和枝
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
さいたま市桜区栄和３丁目22番35号
債務者　神山　泰男
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地2095番地の２
債務者　中山　澄江
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３号
埼玉県深谷市上柴町東６丁目６番地３
債務者　根岸　順子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２８号
埼玉県羽生市西５丁目29番地５、旧住所埼玉県羽生市東３丁目44番12号
債務者　齋藤　幸雄
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３０号
埼玉県深谷市上柴町西７丁目４番地10　ホワイトハイツ205号
債務者　橘　　麻衣
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７４号
千葉県印西市高花１丁目６番地９棟304号
債務者　石田　早苗
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９９号
千葉県富里市立沢1097番地16
債務者　葛西　　一
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１号
千葉県佐倉市中志津１丁目41番８号　中志津ハイツ101
債務者　榎本千枝子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５７１号
愛知県豊明市阿野町東阿野193番地２　サンガーデンⅠ　103号、従前の住所名古屋市緑区武路町1814番地　サニーコート武路103号
債務者　齋藤　雄大
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３４号
名古屋市守山区弁天が丘1108番地　セリニティ大森205号
債務者　酒井　広行
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部